募集要項等に関する質問の回答（千葉市都市緑化植物園）

NO.	種別	項目	質問	回答
1	指定管理者 管理運営の基準	はなもく散歩の導入費用	現在導入している「はなもく散歩」の導入費用は指定管理料からの支出と考えて良いのでしょうか。	はなもく散歩の導入費用等は、指定管理料には見込んでいないため、自主事業としての導入を想定しています。
2	指定管理者 管理運営の基準	受託事業における講座の定員合計	「各講座の定員合計が100名程度とする。」とあるが、1つの講座の年間の延べ人数が100名程度になる定員という認識でよろしいでしょうか。	受託事業における講座の定員設定は、３つ以上の講座の定員合計が１００名程度になるようお願いします。
3	指定管理者 管理運営の基準	修繕費の上限額	1件当たり20万円以下の修繕費は指定管理者の負担とありますが年間修繕費にかける上限額はありますか。指定管理者が想定した年間支出額を計上すれば良いのでしょうか。また、想定した支出額を超えた場合その年の修繕の支出は出来ないと考えて良いのでしょうか。	年間修繕費の上限額はありません。施設状況を十分に確認のうえ、計画的な修繕をお願いします。なお、大規模な修繕等が必要な場合は、市へ早めに報告し、協議をお願いします。
4	指定管理者 管理運営の基準	指定管理区域外での事業	自主事業では、指定管理区域外で実施する場合、事前に市と協議し、承諾を得る必要がありますが、受託事業でも同様の手続きが必要でしょうか。	受託事業においても、指定管理区域外で実施する場合には、事前に市と協議をし、承諾を得る必要があります。